

芳賀町職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

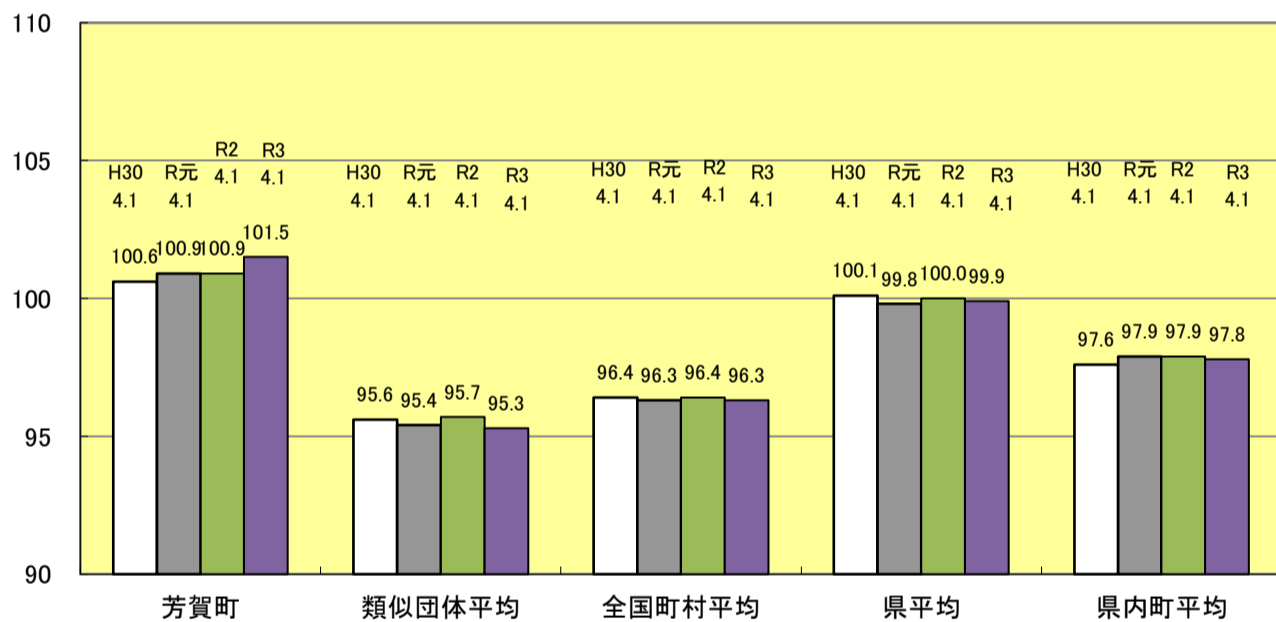
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 15,612	千円 11,894,325	千円 443,210	千円 1,447,125	% 12.2%	% 18.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 146	千円 502,232	千円 94,322	千円 208,023	千円 804,577	千円 5,511	千円 5,547

- 注 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。
 3 給与については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



	H30	R元	R2	R3
芳賀町	100.6	100.9	100.9	101.5
類似団体平均	95.6	95.4	95.7	95.3
全国町村平均	96.4	96.3	96.4	96.3
県平均	100.1	99.8	100.0	99.9
県内町平均	97.6	97.9	97.9	97.8

- 注 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレズ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(高卒25から30)若い職員が課長補佐へ昇格したことによる変動、(大卒25から30)若い職員が課長へ昇格したことに伴う変動、学歴に関係なく高卒者でも管理職に登用しているため。今後の対応は、人事評価制度による適正な運用を図っていきます。

(4) 給与改定の状況

①月例給

(参考)
国の改定率
%
改正なし

②特別給(期末・勤勉手当)

(参考)
国の年間 支給月数
月
4.45

注 芳賀町では、人事委員会を設置していないため、人事院勧告に準じた給与改定を行っています。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表(単純労務職)についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直しの内容

[実施 未実施]

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
芳賀町	39.8 歳	3,113 百円	3,772 百円	3,307 百円
栃木県	42.7 歳	3,263 百円	4,052 百円	3,570 百円
国	43.0 歳	3,258 百円	- 百円	4,072 百円
類似団体	41.9 歳	3,045 百円	3,538 百円	3,285 百円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢(歳)	職員数(人)	平均給料月額(百円)	平均給与月額(百円)A	平均給与月額(国ベース)(百円)	対応する類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(百円)B	A / B
芳賀町	53.0	10	2,911	3,065	2,950	-	-	-	-
うち用務員	53.0	10	2,911	3,065	2,950	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	50.3	2,352	-
栃木県	54.6	232	3,141	3,597	3,344	-	-	-	-
国	50.9	2,201	2,869	-	3,286	-	-	-	-
類似団体	50.8	6	2,700	2,910	2,811	-	-	-	-

区分	参考			
	年収ベース(試算値)の比較			
	公務員 C		民間 D	
芳賀町	5,027 百円	- 百円	- 百円	-
うち用務員	5,027 百円	3,186 百円	- 百円	1.58

- 注 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成29年～31年の3ヶ年平均)
- 4 技能労務職と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		芳賀町	栃木県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	171,700 円	188,700 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	152,700 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和3年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	266,500 円	355,000 円	369,900 円	379,900 円
	高 校 卒	234,400 円	312,700 円	359,200 円	372,100 円
技能労務職	高 校 卒	206,700 円	265,600 円	284,000 円	308,100 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

注 近似のデータがない場合は空白となっています。

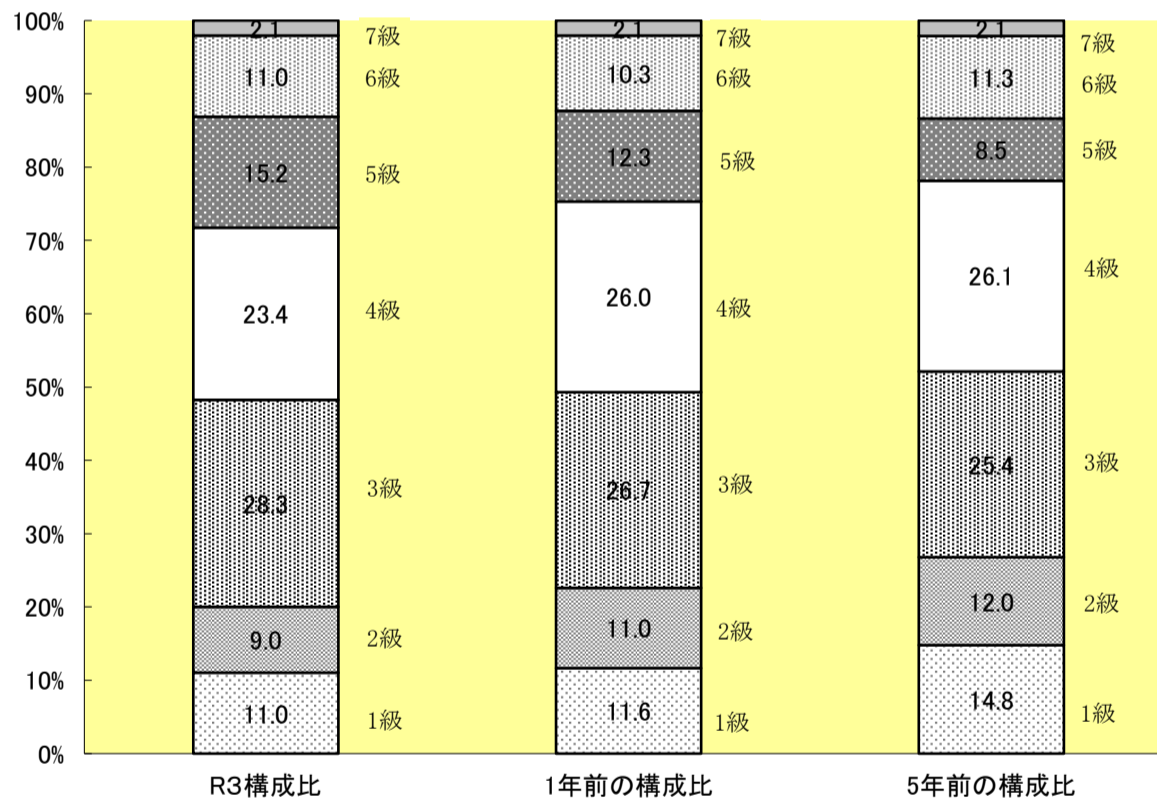
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主 事 主事補	主 事	主任主査 主 査	係長(選考) 主任主査	課長補佐 (選考) 副園長 (選考)	課 長 (選考) 園 長 (選考)	部 長 (選考)	
職員数	16 人	13 人	41 人	34 人	22 人	16 人	3 人	145 人
構成比	11.0 %	9.0 %	28.3 %	23.4 %	15.2 %	11.0 %	2.1 %	100 %
1号給の給料月額	146,100 円	195,500 円	231,500 円	264,200 円	289,700 円	319,200 円	362,900 円	
最高号給の給料月額	247,600 円	304,200 円	350,000 円	381,000 円	393,000 円	410,200 円	444,900 円	

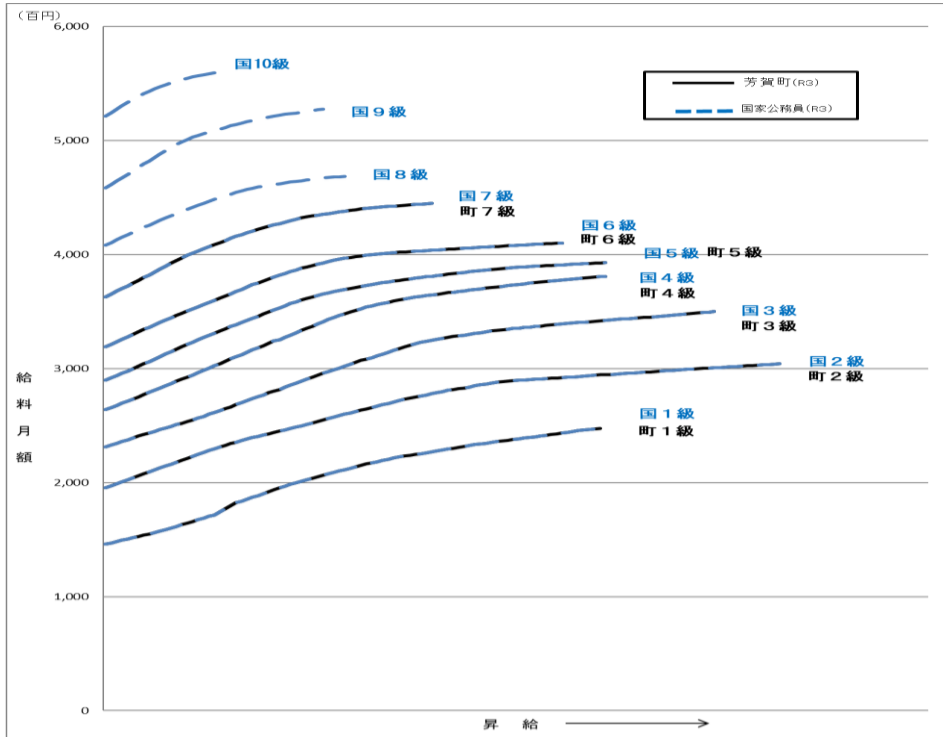
注 1 芳賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



注 1 平成18年度に8級制から7級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和3年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況(芳賀町)

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

芳賀町				栃木県				国			
1人当たり平均支給額(2年度)				1人当たり平均支給額(2年度)				-			
1,485 千円				1,709 千円							
(2年度支給割合)				(2年度支給割合)				(2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55	月分	1.90	月分	2.55	月分	1.90	月分	2.55		1.90	
(1.45)	月分	(0.90)	月分	(1.45)	月分	(0.90)	月分	(1.45)	月分	(0.90)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%			
				・管理職加算 15～22%				・管理職加算 10～25%			

注 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(芳賀町)

令和3年中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)			○		○
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

芳賀町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	1,381 千円	19,741 千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

芳賀町では、地域手当の支給対象地域ではないため支給実績はありません。

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績	(令和2年度年度決算)	0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額	(令和2年度年度決算)	0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合	(令和2年度年度決算)	0 %	
手当の種類(手当数)		2 手当	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症の発生予防、まん延防止作業従事職員の特殊勤務手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第31条第2項に規定する感染症の発生予防、まん延防止のための消毒、駆除、生活用水の供給作業に従事したときに支給する。	0 千円	従事した日1日につき 1,000円
行旅死人取扱従事職員の特殊勤務手当	行旅死亡人の埋葬処理作業に従事した職員に対し支給する。	0 千円	行旅死亡人1回につき 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績	(令和2年度決算)	55,278 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和2年度決算)	432 千円
支給実績	(令和元年度決算)	58,160 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和元年度決算)	441 千円

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 6,500 円	同	-	13,274 千円	217,605 円
	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者がいない場合、そのうち1人) 10,000 円				
	(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 6,500 円				
	(4) 満60歳以上の父母及び祖父母 6,500 円				
	(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6,500 円				
	(6) 重度心身障害者 6,500 円				
	上記(2)のうち、配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人 10,000 円				
	上記(3)～(6)のうち、配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人 6,500 円				
住居手当	借家の場合28,000円を上限(家賃16,000円超の場合)	同	-	6,860 千円	274,397 円
通勤手当	距離により、3,000円～16,500円	異	距離区分	11,100 千円	86,719 円
管理職手当	部長職 77,000円 課長・局長・園長職 56,000円			11,508 千円	719,250 円
管理職特別勤務手当	勤務1回につき、部長職 6,000円 課長職 5,000円 園長職 4,000円			179 千円	12,786 円
宿日直手当	週休日等における日直勤務に対し4,400円(年末年始8,800円)			559 千円	6,141 円

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町 長	740,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 827,000 円 / 648,000 円
	副 町 長	600,000 円	670,000 円 / 546,000 円
報酬	議 長	340,000 円	345,000 円 / 263,900 円
	副 議 長	280,000 円	280,000 円 / 213,400 円
	議 員	250,000 円	250,000 円 / 195,000 円
期末手当	町 長	(令和2年度支給割合) 3.35 月分	
	副 町 長	3.35 月分	
	議 長	(令和2年度支給割合) 3.35 月分	
	副 議 長	3.35 月分	
	議 員	3.35 月分	
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額×勤続月数×0.42	(1期の手当額) 14,918,400 円 (支給時期) 任期ごとに支給
	副 町 長	給料月額×勤続月数×0.25	7,200,000 円 任期ごとに支給

注 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

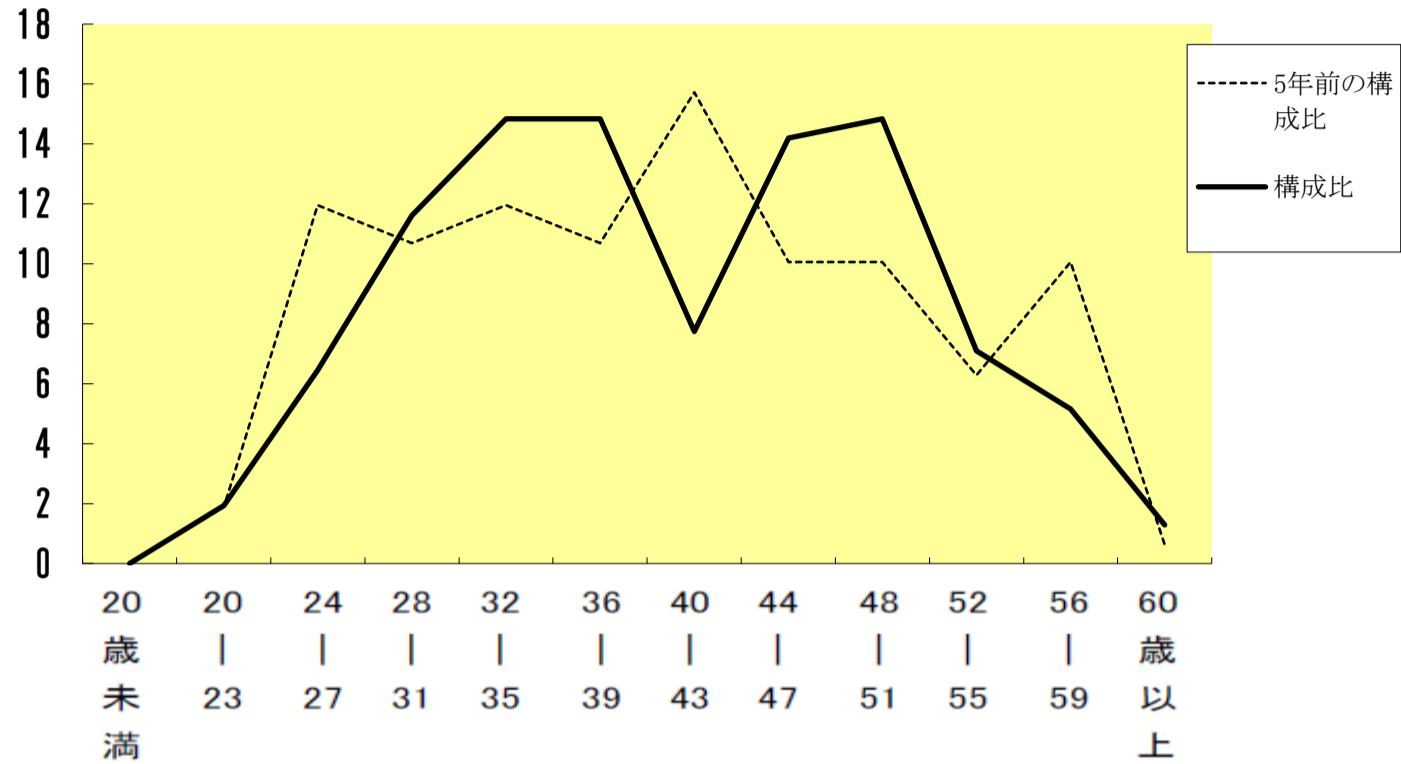
部門	区分	職員数(人)			対前年増減数(人)			R2～R3主な増減理由	
		令和元年	令和2年	令和3年	令和元年	令和2年	令和3年	減員	増員
普通 一般会 計部 門	議会	2	2	2	0	0	0		
	総務	38	41	37	4	3	△4	・係統廃合による人員の減(▲2) ・総務課付にしていた育児休業者の復職に伴う人員の減(▲5)	・係の統廃合による業務増加に伴う増(1) ・派遣職員を総務課付にしたことによる人員の増(2)
	税務	10	10	10	0	0	0		
	農水	9	9	11	0	0	2		・土地改良事業に伴う業務増加による人員の増(1) ・育児休業だった職員の復職に伴う増(1)
	商工	4	4	4	△1	0	0		
	土木	23	22	20	1	△1	△2	・事業の業務減に伴う人員の減(▲1) ・都市計画課付で他公共団体へ派遣していた職員の派遣終了に伴う人員の減(▲2)	・LRT整備事業の業務増に伴う人員の増(1)
	民生	23	24	24	△1	1	0	・職員の退職に伴う人員の減(▲1)	・学童施設建設等に伴う業務増による人員の増(1)
	衛生	10	10	13	0	0	3	・職員の退職に伴う人員の減(▲1)	・新型コロナウイルスに伴う業務増による人員の増(1) ・新型コロナウイルスワクチン接種等に伴う係新設による人員の増(3)
	計	119	122	121	3	3	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.50 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 91.40 人)	
	教育部門	24	24	24	△3	0	0	・用務員の退職に伴う配属場所の見直しによる人員の減(▲1)	・生涯学習センターの事務処理増に伴う人員の増(1)
小計	143	146	145	0	3	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.88 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 107.86 人)		
公営 企業 等 会計 部門	下水道	3	2	2	0	△1	0		
	その他	10	9	8	1	△1	△1	・人事配置に伴う他部門の業務増による人員の減(▲1)	
	小計	13	11	10	1	△2	△1		
合計	156 (198)	157 (198)	155 (198)	1 0	1 0	△2 0	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.28 人		

注 1 職員数は地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数です。

2 ()内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	10人	18人	23人	23人	12人	22人	23人	11人	8人	2人	155人



注 この表における職員数は、教育長を除いた一般職員数です。

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	118	115	116	119	122	121	3 (0.02 %)
教育	27	29	27	24	24	24	△ 3 (-0.20 %)
公営企業等会計	14	13	12	13	11	10	△ 4 (0.09 %)
総合計	159	157	155	156	157	155	△ 4 (-0.03 %)

注 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。